

県民税株式等譲渡所得割

証券会社や金融機関などが設定する源泉徴収口座内で取引された株式等の譲渡益に課される税金です。

納める人

源泉徴収口座内における株式等の譲渡益の支払いを受ける個人で、その年の1月1日現在、県内に住所のある人が、その 源泉徴収口座を管理する証券会社などを通じて納めます。

納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%です。このほかに、所得税(国税)※が15%課税されます。

(NISA については県民税配当割の項を参照)

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税(所得税×2.1%)が課税されます。

申告と納税

源泉徴収口座を管理する証券会社などが、1年間に特別徴収した税を、一括して翌年の1月10日までに申告して納めます。 (申告については県民税配当割の項を参照)

市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に対して交付されます。